

羽衣学園 P T A 規約(令和六年四月二十日改正)

第 一 条 この会は羽衣学園中学校高等学校 P T A と呼び、事務所を同学園内に置く。

第 二 条 この会の目的は学園の教育方針に則り、家庭と学校と社会に於ける生徒の福祉を増進しようとするすべての努力を結集して活動的な企画を展開し、学園内外に於ける民主的教育を推進するにある。

第 三 条 この会の事業は次の通りとする。

1. 生徒の人格養成の基礎が家庭生活にあることを認め、家庭生活の改善、生徒指導等について保護者と教職員とが懇談協力する機会をつくる。
2. 学園内外に於ける生徒のための教育環境の改善、施設の充実、進路指導等について学園と協力する。
3. 教職員の研究に対する援助等について学園と協力する。
4. 会員の教養の向上をはかり、相互の親睦に資するため各種の行事を行う。

第 四 条 この会の会員は次の通りとする。

1. 保護者会員 学園に在籍する生徒の保護者
2. 教職会員 学園に勤務する教職員

第 五 条 役員とその選出

1. この役員は次の通りとする。

- | | | |
|------|-----|----------|
| 会 長 | 一 名 | 保護者 |
| 副会長 | 二 名 | 保護者 |
| 書 記 | 二 名 | 教職員及び保護者 |
| 会 計 | 二 名 | 教職員及び保護者 |
| 会計監査 | 二 名 | 保護者 |

役員の任期は一ヵ年とし再任を妨げない。ただし、連続二ヵ年を超えないものとする。

上記の役員を補佐するため、教職員を置くことができる。

2. 役員の候補者を定めるため九名の指名委員会を設ける

- a 保護者より 六名 学年代表委員をこれに宛てる。
- b 教職員より 二名
- c 本部役員より 一名 会長をこれに宛てる。

3. 役員の選出及び就任は次の通りとする。

A 指名委員会は各々の役員に対し夫々候補者をあげ、選挙の前に全会員に通告する。

B 役員候補者の指名は指名委員会による場合のほか、選挙を行う総会の際、会員席からなすことが出来る。

C 役員候補者の指名は、指名委員会によりてなされる場合も、総会の会員席よりなされる場合も、その名前を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。

D 指名委員会の選出は四月二十日までに完了する。

E 役員は毎年四月の最終総会で多数決により選出する。

F 役員の就任は五月一日にはじまり、翌年四月三十日に終る。

但し役員はその後任役員が就任するまでその地位に留る。

G 役員に欠員が生じたる場合には前条の選出方法を省略し、指名委員会により推薦し、次回の総会にはかり承認を受ける。補充せられたる役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 六 条 役員

1. 会長は総会を司会し、外部に対して会を代表する。各委員会を必要に応じて招集する。すべての委員会及び学級別集会の報告を受ける。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の時代理をつとめる。
3. 書記はすべての会合ならびに会の活動状況を記録し、各会合の通知を発送する。
4. 会計はすべての収入、支出の記録と領収書とを保管し、会計簿は何時でも会員の閲覧に供える一方、半年毎に総会に報告して承認を受ける。
5. 会計監査は一年に二回会計の監査を行う。

第 七 条 委員と委員会

この会は次の委員と委員会を設ける。これらは役員を通じて活動し、且つ会員に対し責任を負うものである。

1. 学級委員とその職務

A 各学級の保護者より二名以上（内一名は学級代表委員）を担任教員が委嘱する。

B この委員は学級委員会を企画司会し、教員と保護者との連絡、学園教育の充実に努める。

C 学級委員より一名を学年代表委員として学年主任が委嘱する。

2. 委員会

学級委員は四つの委員会（生活指導・広報・文化・研修）に所属し、各委員会の長（役員）の元、委員会の運営に努める。

第 八 条 総 会

毎年四月及び五月に事務的の総会を開き、役員選挙、予算その他重要事項をとりあげる。総会は全会員四分の一以上の出席を要する。

但し委任状を以て出席に代えることが出来る。議決は出席人員の過半数による。

第 九 条 会 合

全会員の集会を年二回（規約第八条の集会を含む）以上開く。臨時集会は会長又は全会員の四分の一以上の要求によって開くことが出来る。学級別その他の小集会は各単位会員の同意によって随時これを開く。会合はすべて民主的会議の進行法と採決法により全ての重要問題を審議し、一定の法定数の賛成を以て決議する。この会の役員はたゞ会務の執行者であり、重要問題は全て全会員によって決定されねばならない。

第 十 条 この会の会計は、次の通り行う。

1. この会の経費は、会費、入会金、事業収入及び寄附金をもって支弁する。
2. 会費は、生徒一人につき年額九、六〇〇円とし、入会金は生徒一人につき二、〇〇〇円とする。
3. 保護者会員は、会費を授業料とともに納入し、入会金は、学園入学時に納入する。
4. 教職会員の会費、入会金は不要とする。

5. 本部役員会等の業務において発生した交通費等の必要経費は会計より支出する。

6. この会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第 十 一 条 規約は総会で三分の二以上の賛成により改正することが出来る。但し、予め報告しておく必要がある。

附 則 この規約改正は、昭和五十二年四月より実施する。

この字句、補正は、平成五年四月より実施する。

この規約改正は、令和六年四月より実施する。

以 上